様式第１－１号

整理番号	6－1

支 出 証 拠 書

5/23 （会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	令和５年６月分　事務所賃借料及び送金手数料		
年　月　日	令和５年５月23　日～令和　年　月　日	金　　額	50,220　円

目　的	政務活動を行うための事務所の賃借
使　途	６月分賃借料
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

ご利用明細票

お取扱日	店　番	お取引内容
05-05-23	23003	通帳送金
記　号		番　号
*****		[redacted]
取扱番号	お取引金額	
N023	*100,000	
	残高	
	[redacted]	

清水銀行
藤枝駅西支店
普通　2215815
カ）マルトシアオキ

送金料金　*440円
振込予定日 05-05-23

サノ アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆ う ち ょ 銀 行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	100，440 円	1／2 %	50，220 円

様式第１－１号

整理番号	6－2

支出証拠書

6/5　　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	ＦＭしまだコーナー料		
年　月　日	令和５年６月5日～令和　　年　　月　　日	金　　額	49,720　円

目　的	定期的に県政、地域情報を報告する
使　途	令和５年５月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・県政との関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

≪領収書貼付枠≫

ご利用明細票

お取扱日	店　番	お取引内容
05-06-05	23003	通帳送金
記　　号	番　　号	
＊＊＊＊＊	[redacted]	
取扱番号	お取引金額	
N164	＊49,500	
[redacted]	残　高	
	[redacted]	

島田掛川信用金[redacted]
島田本店営業部
普通　　916955
カ）エフエムシマダ

送金料金　　＊220円
振込予定日 05-06-05

サノ　アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	49,720円	／ 100%	49,720円

〒 426-0132
静岡県藤枝市本郷286

御請求書

2023年5月31日
No. 607

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田
代表取締役社長 八木 和夫
〒 427-0042
島田市中央町5番の1 プラザおおるり3F
TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700

2023年5月度
期間 2023/05/01～2023/05/31

ご請求額 ¥49,500

上記の通りご請求申し上げます。
来月末迄にお振込みをお願い致します。
※振込手数料は貴社ご負担にて
お願い申し上げます。

〈お振込み先〉
島田掛川信用金庫 島田本店営業部
普通 0916955
株式会社 FM島田

費目	請求金額	備考
コーナー料	45,000	
小計	45,000	
消費税等 (10.0%)	4,500	
合計	¥49,500	

[redacted]

様式第１－１号

整理番号	6-3

支 出 証 拠 書

6/5

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	自動車リース料（令和５年６月分）		
年　月　日	令和５年６月５日～令和　　年　　月　　日	金　　額	6,840　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

*月額リース料金（32,655 円）から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額（13,681 円に 1/2 を乗じた額）6,840 円を充当する

計算根拠は４月証拠書（整理番号 4-4）参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	13,681 円	1／2 %	6,840 円

画面ID：BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

06月20日 14時03分時点

照会条件を変更する

（全1件） 並べ替え： 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
001	2023年06月05日分	出金	32,655円			ﾎﾝﾀﾞﾌｧｲﾅﾝｽ

06月20日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード （CSVファイルでダウンロード）

トップページへ

様式第１－２号

整理番号	6－3

(参考)

支 出 証 拠 書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費		
内　　容	令和４年度会費　NPO 法人障害者活動支援団体げんきむら		
年　月　日	令和４年５月29日～令和　年　月　日	金　額	1,000　円

会の趣旨・目　的	障害の有無にかかわらず協働できる福祉社会の実現に寄与する
会の活動内容等	障害者社会活動支援事業 （ｶﾌｪ、ｱｰﾄｽﾀｼﾞｵでの名刺やﾌﾟﾘﾝﾄ製品の受注作成、農業での収穫物の販売など）
政務活動・県政との関連性	障害に対する正し理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力し県政に活かす

≪領収書貼付枠≫

No. 000076

領　収　証

令和4年5月29日

佐　野　愛　子　様

金　1,000円

但し：　令和4年度年会費

特定非営利活動法人
障害者活動支援団体　げんきむら
〒426-0072　静岡県藤枝市南新屋204-4
TEL<054>646-0218
FAX<054>646-0218

※ 添付書類：団体の会則　・事業概要・その他（　Ｒ４総会資料　）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000円	／ 100%	1,000円

様式第１－１号

整理番号	6－6

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・(事務所費)・人件費		
内　　容	事務所電気料（令和５年６月分）		
年　月　日	令和５年６月15日～令和　　年　　月　　日	金　　額	5,547円

目　的	―――――
使　途	―――――
政務活動・県政との関連性	―――――

≪領収書貼付枠≫

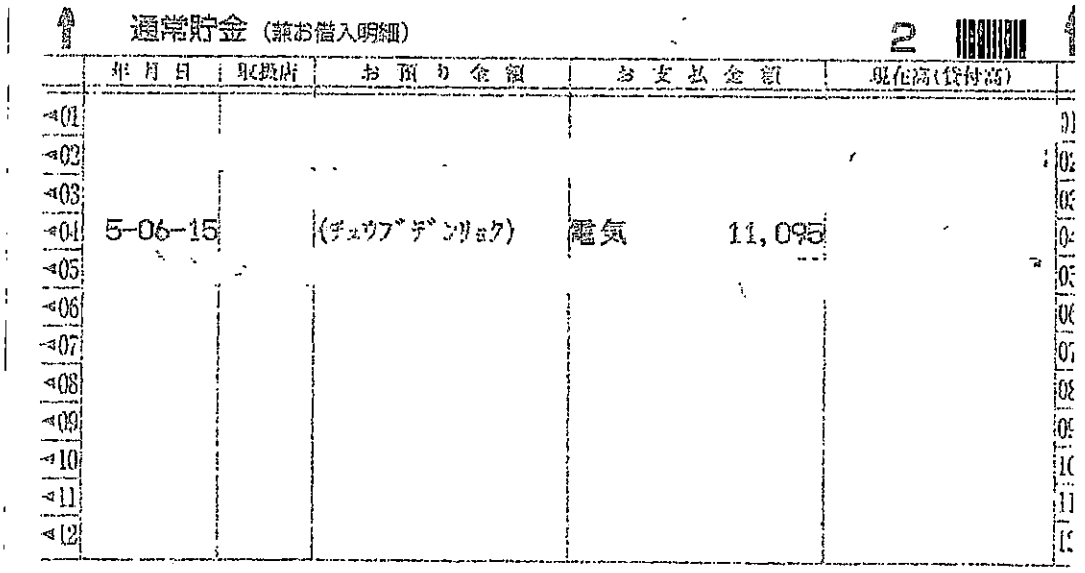

通常貯金（譲お借入明細）　2

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
5-06-15		(ﾃﾚﾎﾌﾞﾃﾞﾝﾘｮｸ)	電気　11,095	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	11,095円	1／2 %	5,547円

口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

令和　5年　6月16日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。
令和　5年　6月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

■振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額（再掲）
令和　5年　6月15日	11,095円	1,008円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は担当窓口までご連絡ください。	

■領収金額の内訳

お客さま番号 / おなまえ	日程	契約種別 / 容量	ご使用量 kWh/m3	領収金額 円 / 消費税等相当額（再掲）円	（金額再掲）精算額等 円 / 再エネ発電促進賦課金 円	初回引落割引額 円，銭 / 燃料費調整額 円，銭	記事
[redacted]		おとくプラン		6842		-5500	
ふじのくに県民クラブ藤枝　佐野愛子事務所		60 A	207	622	289	12420	
[redacted]		ビジとくプラン		4,253			
ふじのくに県民クラブ藤枝　佐野愛子事務所		3 kW	51	386	71	3060	

◎ごあんない　お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
◎おことわり　領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。
月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力ミライズ株式会社

作成地　名古屋市東区東新町

様式第１－２号

整理番号	6－5

支　出　証　拠　書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費		
内　　容	令和５年度会費および送料　NPO 法人障害者活動支援団体げんきむら		
年　月　日	令和５年６月 15 日～令和　年　月　日	金　　額	1,152　円

会の趣旨・目　的	障害の有無にかかわらず協働できる福祉社会の実現に寄与する
会の活動内容等	障害者社会活動支援事業 （ｶﾌｪ、ｱｰﾄｽﾀｼﾞｵでの名刺やﾌﾟﾘﾝﾄ製品の受注作成、農業での収穫物の販売など）
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力し県政に生かす

≪領収書貼付枠≫

ご利用明細票

お取扱日	店　番	取扱番号
05-06-15	23003	A93130002
取扱店	ﾌｼﾞｴﾀﾞ	
払込口座	00850-4　76900	
払込金額	＊1,000	料金　＊152

振替受付票

00850-4
76900
1,000
佐野愛子　様

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

記号番号 [redacted]

楽天カードゆうちょ銀行デザイン！
新規入会で楽天ポイントもらえる！

補記：
・事業年度は令和5年4月1日～令和6年3月31日
・正会員の年会費は1,000円

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・（その他）（令和５年度総会資料）・定款

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,152 円	／ 100　％	1,152 円

特定非営利活動法人障害者活動支援団体げんきむら

令和５年度定期総会議案書

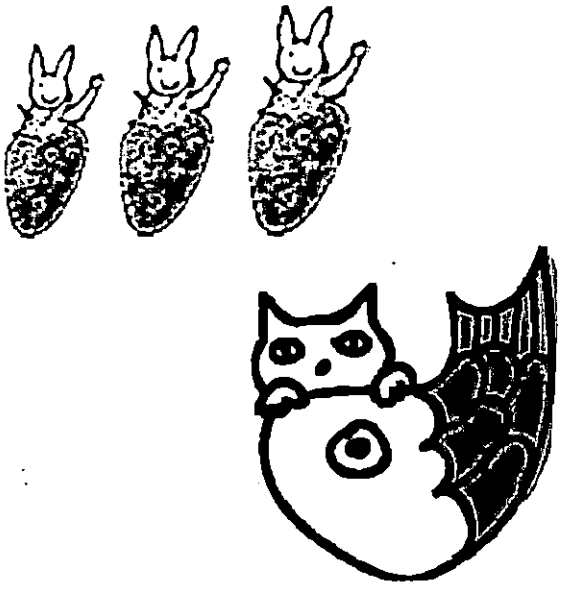

日時：令和５年５月28日(日)10:00～11:00
書面評決

令和5年度NPO法人げんきむら　活動方針

1，　げんきむら史上最大の困難を乗り越えて

非常に苦しい現実を見つめなおした年度明けとなりましたが、何より、利用者・職員ともに変わらない顔ぶれで、仕事が続けられることが、当たり前のようで実は大きなかけがえのない幸せなのだと感じながら、活動していきたいです。

利用者・職員ともに、賃金や仕事の環境条件が少しずつでも改善できることを目指し、力を合わせて頑張りましょう。

現場の困難の理解や、制度の不合理の改善を求め、引き続き行政への要望活動を行っていきます。

2，　生産活動

利用者工賃が回復するよう、最大限の努力をします。インターネットの活用や復活した地元の交流行事等を通し、販路拡大を追究します。世界の動きの中で利用者が作れる製品が食い込めるよう新しい取り組みにも戸惑わず進んでいきます。下請け仕事の賃率が良くなるよう、交渉し、また新規の作業を探します。

3，　一般就労、その他将来の不安をなくしていく取り組み

若手の利用者を中心に就職の希望を叶えるための基礎力づくりのい取り組み、企業に結びついた後のフォローにも万全を尽くします。年金・介護保険・親なき後の体制など、広い視野でとらえる将来像をそれぞれの利用者と一緒に考えていきます。個別支援計画を職員皆で検討し支えていきます。

4，　利用者専門部活動・利用者会議運営の改善・地域交流

工賃の問題を整理する中で、専門部活動の精選や利用者会議運営のあいまいさをなくす必要が出てきました。部の数を減らし充実した取り組みをします。いずれも話し合いを大切に、社会

活動の一環として、多くの人が携われるいことを目標にします。

村まつりの機会を有効に使い、また畑仕事を充実させ、地域交流を進めます。

5，　助成金受給による機材調達・法人としての財政力強化

現在地での活動が長くなり機材等の老朽化に備えなければなりません。民間財団等の助成を活用し対処します。

法人としての財政力が弱いことも今回の危機で見えてきたので、福祉団体として寄付金による基盤強化に取り組みます。

7，　職員研修・衛生管理・危機管理

作業が多様な中で職員数が少なく、外部研修に出にくい状況が続いていますが、よい支援や、方向性がぶれない活動のためには職員研修は必須です。人手のやりくりをして外部の研修に職員皆が出られるようにしましょう。また、衛生管理・危機管理に関しても担当を分けて、職員全体で取り組み、整備していきます。

令和5年度　げんきむら利用者専門部活動計画

環境整備部　　野中・前澤・大井・村上

大掃除だけでなく、日頃から作業所の環境整備を心掛け、皆に呼びかけ、整理の行き届いた安全な職場にします。

防災部　　甲賀・関根・

側溝通り、定期的にポリタンクの水替えと軍いす空気入れを行い、飲み薬3日分の携行をチェックし、防災訓練を行います。

会議運営部　　池田し・朝比奈・菊川・太田・八木ち

各職場の代議員がみんなの意見を持ち寄り、会議が終わったら、みんなに結果を伝えられるよう声掛けをして、毎月の会議にみんなの思いが反映されるよう努力します。

地域交流部　　有馬・岡田・八木と・村松の・波平・岡島・青島・清水・堀・高橋・多々良

次のげんきむら祭りに向けて案を出し、準備を進めます。さつまいもが採れたら、焼き芋パーティーをしたいです。

★　その他、レクリエーション・体育行事などは、必要に応じて実行委員を募り、行っていきます。

令和4年度NPO法人げんきむら　事業報告

1，総論

げんきむら25年の歴史の中でも、大きな転換点となる1年でした。コロナの影響を大いに受け売り上げが伸びない中、げんきむらプリント工房というB型事業所が、これまで取り組んできた多様な作業について、それぞれの価値を再確認する必要が出てきました。理事の一人が職員会議で種まきをした後、職員は真剣に悩み、それぞれの進退を考えるところまで追い詰められましたが、皆踏みとどまり、利用者のみんなと一緒に頑張る道を選びました。苦労は多くても道を切り開いていく覚悟で、結果的には、職員集団として一段階強くなったと感じられます。

2，生産活動

焼津みなとマラソンは小規模ながら再開したものの、団体物のウエアやタオル等の注文数は回復せず、県のしずおカエールマルシェの事業に乗り、BASEの販売サイトでのネット販売に取り組みました。縫製部が作る手拭いシャツや、海野光弘氏デザインのTシャツ、オリジナル刺繍ハンカチ等、受注してから作れる範囲で注文が来て、作り手たちの張り合いになりました。カフェの外部販売も週3回に増やし、店舗営業を大きく上回る売り上げを得ました。様々な努力を費やしても、2号館ができてから、光熱水費や借入金返済だけでなく、リース機材・ソフトウエア・ネット環境維持経費など今風のサブスクリプションとして月々永続的にかかる費用が増大している実態を穴埋めするところまで、とても至りません。伝統的に少しずつ賃上げしてきた、利用者工賃のあり方を見直さざるを得なくなってしまいました。利用者・ご家族の皆さんの生活全体に響く工賃の大幅値下げをこの6月から行うことになりました。

3，一般就労への道

新たに2名の利用者が就職を果たしましたが、二人とも続かず離職してしまいました。企業側の環境は悪くはなかったのですが、就職希望の意志を大切にしながらも、当所へ通う間に就労生活のリズムづくりなどの足元固めが確実になるまで足止めをするのも、親心として重要であることが教訓となりました。

定着支援を利用していたSさんTさんは順調に就労を続け支援期間が終了しました。

4，外部研修・地域交流

市内外の行事がほとんど中止で体育・レクリエーション部は活動の場がありませんでしたが、会議研修部は毎月の元気村会議を確実に開催し、そんな中で利用者1名職員1名が、岩手県陸前高田市で行われたきょうされん全国大会に代表参加しました。

3月のげんきむら村まつりが開催でき、実行委員のアイデアで、ある物を有効活用し、ほとんど資金を使わない祭りが成功し、100名以上の地域の方々にご参加いただきました。

5，助成金受給による老朽機材調達

コロナ禍に加わった物価高騰に対し、県や市から助成をいただきました。さらに3月に県から省エネ機材の助成で、老朽化が心配だった1号館多目的室のエアコンを最新のものに変えていただきました。今後も最低限必要な機材等を故障の前にうまく調達できるよう心掛けたいです。

令和4年度　げんきむら利用者専門部活動報告

アート・商品プロデュース部　　○村松・新庄・八木と・波平・有馬・清水・青島・加藤・堀・岩ケ谷

編集ソフトの使い方が少し上達し、げんきむらだよりの評判が良かった。
ネット通販で売るオリジナル刺繍ハンカチや手ぬぐいシャツ・ロビーで売るカレーコロッケ・ドーナッツ・おにぎりセットなど工夫された商品が増えた。

体育・レクリエーション部

体育行事レク行事が全てなかったので、残念だった。

防災・環境整備部

貯蓄水の入れ替え・車いすの空気入れ・避難訓練が実施できた。
1.2号館の裏の草刈りは家族会長さんに頼った。

研修・会議運営部

大国様の部長さんが休みのときも、職員に助けてもらって滞りなく会議を開催できた。

地域交流部

村まつりが3年ぶりに無事開催できて、地域の皆さんからも好評だった。

特定非営利活動法人　障害者活動支援団体げんきむら定款

第１章　総則

(名称)

第1条　この法人は、特定非営利活動法人　障害者活動支援団体げんきむらという。

(事務所)

第2条　この法人は、主たる事務所を静岡県藤枝市南新屋204番地の4に置く。

第２章 目的及び事業

(目的)

第3条　この法人は、障害者に対して社会活動の支援に関する事業を行い、障害があるなしに拘わらず、市民として協働出来る福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）　第２条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）　特定非営利活動に係る事業

①　障害福祉サービスを行う事業

②　障害者の社会活動の支援事業

③　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

(種別)

第6条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1)　正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人等

(2)　賛助会員

この法人の目的に賛同して、財政的援助ができる個人及び法人等

(入会)

第7条　正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 総会に出席すること。
(2) 入会金及び年会費を納入すること。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は法人等にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は正会員である法人等が消滅したとき。
(3) 正当な理由なく会費を２年以上滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。
(1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事長 １人
(2) 副理事長 １人
(3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） ３人以上
(4) 監事 ２人

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第15条　理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2　副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、役員は、再任されることができる。

2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3　前２項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第１項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

4　役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（総会の種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第23条　総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び活動予算の決定

(5)　事業報告及び活動決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　入会金及び会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)　事務局の組織及び運営

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第24条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)　第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
(総会の定足数)
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。
(総会の議決)
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(総会の表決権等)
第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(総会の議事録)
第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人　２人以上が署名押印しなければならない。

第６章　理事会

(理事会の構成)
第31条　理事会は、理事をもって構成する。
(理事会の権能)
第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の決議した事項の執行に関する事項
(3)　事業計画の変更及び活動予算の変更
(4)　その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項
(理事会の開催)
第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は，その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１） 日時及び場所

（２） 理事総数、出席者数及び出席者氏名

（３） 審議事項

（４） 議事の経過の概要及び議決の結果

（５） 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第 ７章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された財産
（２）　入会金
（３）　会費
（４）　寄付金品
（５）　資産から生ずる収益
（６）　事業に伴う収益
（７）　その他の収益

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）

第43条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び活動予算）

第44条　この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条　予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

２　会計の決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

（事業年度）

第49条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

整理番号	6－7

支出証拠書

6/16

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	携帯電話料及びモバイル通信料（令和５年６月請求分）		
年　月　日	令和５年６月16日～令和　　年　　月　　日	金　　額	3,286 円

目　的	―――――
使　途	―――――
政務活動・県政との関連性	―――――

≪領収書貼付枠≫

料金合計額からあんしん保証パック料金、付属品と端末代の分割払い金（消費税対象外）を除いた額を案分する

除外するものは下記の通り。

①iphone セキュリティパックプラス　600円（税別）
②店頭スマホサポート　900円（税別）
③あんしん保証パック　1,164円（税別）
④付属品　402円（税込）…！
（①+②+③）×1.1 ＝ ④ ＝ 3,332円

充当金額は
（9,904円 − 3,332円）× 1/2 ＝ 3,286円 … 充当する
6,572円

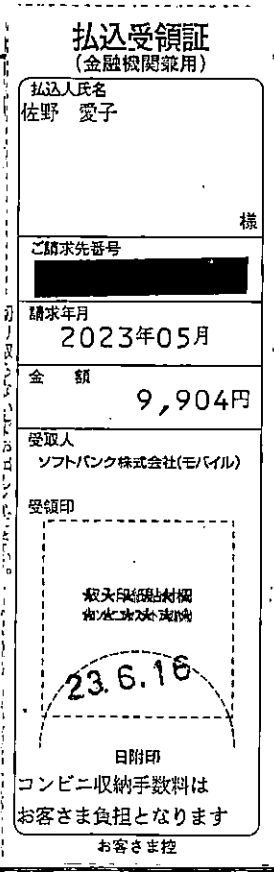
払込受領証
（金融機関収納用）
払込人氏名
佐野　愛子
様
ご請求先番号
[redacted]
請求年月
2023年05月
金　額
9,904円
受取人
ソフトバンク株式会社（モバイル）
受領印
収入印紙貼付欄
23.6.16
日附印
コンビニ収納手数料は
お客さま負担となります
お客さま控

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で1/2ずつを案分	6,572 円	1/2 %	3,286 円

補記：タブレットの必要性について
議会支給のタブレットはあくまでも議会関係の内容を得るためであり、メールの送受信や文章のデータ入力ができない。
持ち運びの出来る個人用タブレットがあることにより、文書作成やスケジュール管理等の政務活動をスムースに行うことができ、必要である。
タブレットは政務活動に関する情報と個人に関する情報の両方が入っているため、1/2の案分で計上する

ソフトバンクお知らせ請求書

426-0132
静岡県藤枝市本郷２８６

発行日　2023 年 6 月 6 日

佐野　愛子　　様

SoftBank　ソフトバンク株式会社

〒105-7529　東京都港区海岸一丁目7番1号

お問合せ先 (INFORMATION)
ソフトバンクカスタマーサポート
https://u.softbank.jp/2ZVvzyI
※オペレーターをご希望の方もこちらから

000100-0010583-00001/00002
K-0607AZA3520010583#

B102358483945151236O6B

ご請求対象月	２０２３年　　５月分
ご請求額	９，９０４円
お支払期日	２０２３年　６月２１日　（水）

ご請求額の内訳を裏面・または別紙に記載しておりますので、ご確認頂きますようお願いいたします。

口座振替でお申込の場合も、金融機関との手続き上、初回及び第2回目のお支払いにつきましては金融機関窓口・裏面に記載されているお近くのコンビニエンスストア各窓口等へお支払いをお願いすることがあります。下の払込取扱票で、お支払いをお願いいたします。

ご利用料金をソフトバンクショップ窓口でお支払いされる際は、本請求書をお持ちください。お持ちいただけないお客さまには、お支払いをお断りする場合がございますので、ご了承ください。

ご請求先番号 CUSTOMER NUMBER	[redacted]

日頃はソフトバンクをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。お支払期日までに、金融機関窓口・裏面に記載されているお近くのコンビニエンスストア各窓口等へ、お支払いをお願いいたします。
Please make payment at financial institutions or convenience stores printed on the back.

なお、お支払い期日を過ぎますと、延滞利息がかかることや、ご利用が停止になること、ならびに弊社が請求する電力などに関連する割引が解除になる場合がございますので、必ず期日までにお支払いをお願いいたします。

お　知　ら　せ INFORMATION

今月のトピックス TOPICS

52010583001001A2

⬇PayPay請求書払いなら外出不要で便利です（PayPayマネー限定）

Summary of your charges

ご利用料金内訳明細書

000100-0010583-00001/00002
K-0607AZA3520010583

ご請求先名：　佐野　愛子　様

ご請求先番号：[redacted]
Billing Number

お客さまご契約数　4 件

お客さまのご請求締日は毎月２０日になります。

電話番号(お客さま番号等)	料金内訳	内訳金額(円)	税区分
[redacted] タブレット	＊ ＊ ご契約期間　0年　1ヶ月 ＊ ＊		
	基本料　基本プラン（データ）［ 4月21日～ 5月20日］	980	１０％
	定額料　データプラン３ＧＢ（データ通信）	300	１０％
	通信料　モバイルデータ通信@0円　６４９６Ｐｋｔ	0	１０％
	通信料　４ＧＬＴＥ／５Ｇモバイルデータ通信@0円　１８９０８５８６Ｐｋｔ	0	１０％
	（通信量合計　１８９１４８８２Ｐｋｔ　［２．２６ＧＢ］）		
	月額料　ソフトバンクＷｉ－Ｆｉスポット（ｉ）	467	１０％
	無料　ソフトバンクＷｉ－Ｆｉスポット（ｉ）無料特典（４６７円　×　１００％）	-467	１０％
	割　引　３ヶ月基本料無料特典（データ通信）	-900	１０％
	割　引　５年おトク割（データ通信）	-380	１０％
	その他　ユニバーサルサービス料	2	１０％
	その他　電話リレーサービス料	1	１０％
	小計	3	
[redacted]	＊ ＊ [redacted] ＊ ＊		
	端末代　分割支払金／賦払金	2,175	対象外 レ
	小計	2,175	
[redacted] 携帯	＊ ＊ ご契約期間　1年　10ヶ月 ＊ ＊		
	基本料　基本プラン（音声）［ 4月21日～ 5月20日］	980	１０％
	通話料　基本プラン（音声）	14,640	１０％
	割引　家族割引（８４０円　×　１００％）	-840	１０％
	月額料　定額オプション＋	1,800	１０％
	無料　定額オプション＋　無料通話分	-13,800	１０％
	無料　定額オプション＋　無料通話分（ＳＭＳ）	-12	１０％
	定額料　データプラン３ＧＢ	1,500	１０％
	割引　小容量割	-1,300	１０％
	通信料　Ｓ！メール（ＭＭＳ）@0円　２２１１Ｐｋｔ	0	１０％
	通信料　データ通信@0円　８７０９Ｐｋｔ	0	１０％
	通信料　データ通信（４Ｇ　ＬＴＥ／５Ｇ）@0円　１４４９３９９７Ｐｋｔ	0	１０％
	（通信量合計　１４５０４９１７Ｐｋｔ　［１．７３ＧＢ］）		
	通信料　メール（ＳＭＳ）	12	１０％
	通信料　メール（ＳＭＳ）（ＹＭ／他社宛）	18	１０％
	通話料　通信サービス「０５７０等」	60	１０％
	月額料　ソフトバンクＷｉ－Ｆｉスポット（ｉ）	467	１０％
	無料　ソフトバンクＷｉ－Ｆｉスポット（ｉ）無料特典（４６７円　×　１００％）	-467	１０％

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のＨＰをご参照ください。https://www.tca.or.jp/
※更新月等の各種ご契約内容についてはＭｙ Ｓｏｆｔ Ｂａｎｋ、Ｍｙ Ｙ！ｍｏｂｉｌｅ、ＬＩＮＥＭＯマイメニューの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges

ご利用料金内訳明細書

000100-0010592-00002/00002
M-0607AZA3520010583

ご請求先名： 佐野 愛子 様

請求書No. 202305848394515100

発行日 2023年 6月 6日

ご請求先番号：
Billing Number

SoftBank

お客さまご契約数 4 件

電話番号(お客さま番号等)	料金内訳	内訳金額(円)	税区分
	月額料 テザリングオプション	500	10%
	月額料 iPhoneセキュリティパックプラス (除外)①	600	10%
	付属品 分割支払金／賦払金 (除外)④	402	対象外 ✓
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	小計	4,563	
	＊＊ ご契約電話番号		
	定額料 店頭スマホサポート 定額 フルプラン (除外)②	900	10%
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services (除外)③	1,164	10% ✓
	端末代 分割支払金／賦払金	3,025	対象外 ✓
	割引 端末代金ポイント割引	-2,548	対象外 ✓
	小計	2,541	
	合計	9,282	
	(内課税対象額 10%)	6,228	
	(内課税対象額 計)	6,228	
	消費税等 10%	622	
	消費税等 計	622	
	ご請求金額	9,904	
	(税込金額 計 10%)	6,850	
	(課税対象外 計)	3,054	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社) 電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBank、My Ymobile、LINEMOマイメニューの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

5201058300100182

様式第１－１号

整理番号	6－8

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・佐野愛子　　）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請懇談等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	インターメディアテク視察、富士山世界遺産10周年記念式典参加		
年 月 日	R5年 6月 22 日～ 年 月 日	金　額	12,540 円

目 的	インターメディアテク視察　博物館展示の実態を知る 富士山世界遺産10周年記念式典　富士山の価値を知らしめ環境保全を高める
使 途	JR交通費
政務活動・県政との関連性	別紙

≪領収書貼付枠≫

領　収　書

Receipt　　様

領収年月日　2023.-6.22

金　額　¥12,540（消費税等込み）

〔クレジット扱い〕

購入商品　JR乗車券類　JR tickets

（30178　4枚）

東海旅客鉄道株式会社

藤枝駅

藤枝駅－MV発行　40179-01

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

藤枝 ⇔ 東京

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,540 円	／ 100 %	12,540 円

様式第２号

県　外　調　査　概　要　書

R５年６月　２２日

会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・佐野愛子

目　　的	富士山世界遺産 10 周年記念式典参加 インターメディアテク視察
年　月　日	令和５年６月 22 日
場　　所	東京~~宇~~大学博物館（インターメディアテク）東京国際フォーラム
内　　容	１　行程 藤枝駅―静岡（新幹線）－東京　　往復 ・東京丸の内口　インターメディアテク視察 ・東京国際フォーラム　富士山世界遺産 10 周年記念式典出席、状況視察 ２　応対者 インターメディアテク　　主任学芸員 [redacted] 富士山世界遺産 10 周年記念式典　文化観光部、山梨、静岡両県知事等 ３　聴取内容 インターメディアテク ・東京大学所蔵の標本、器具などの展示を視察。博物館の展示方法や価値を理解した。 富士山世界遺産 10 周年記念式典 ・富士山の環境保全に注力し広く後世へ残すことの大切さを理解した。 ４　県政への反映 ・ふじのくに地球環境史ミュージアムの運営や県の文化行政に提言する。 ・富士山の価値を広め、夏山登山への管理を呼びかける。

様式第１－１号

整理番号	6－9

支出証拠書

6/26

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	西伊豆視察　県庁で政務調査		
年月日	令和５年６月25日～令和５年６月26日	金額	20,200　円

目的	ICOIプロジェクト調査、ヘルスツーリズムの体験実証
使途	交通費（ETC藤枝市内～沼津市内、通行料伊豆中央道他）及び宿泊費
政務活動・県政との関連性	産業委員会 新産業プロジェクトへの提案に生かす。R5年度の活動方針について意見する。

≪領収書貼付枠≫

宿泊料は上限の16,500円を充当する

6/25 藤枝（自宅）－新東名高速道路－伊豆縦貫道路－戸田AWA Nishi Izu（泊）

6/26 戸田－沼津－東名高速道路－県庁－自宅

・ICOIプロジェクト、ヘルスツーリズム分野の事業者である「AWA Nishi Izu」において、エビデンスを体験しその実証を確認した。

・逸見担当プロデューサー、星アドバイザーと、ヘルスツーリズムやICOIプロジェクトのあり方について討議する。

・伊豆の活性化のために、今後どのように広げていくかが大きな課題である

・竹屋旅館の社長とも、リモート討議を行い、伊豆全体の宿泊施設への波及方法を考えなければならないことを確認した。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	20,200円	100%	20,200円

ご利用ありがとうございます。

利　用　証　明　書

NEXCO 中日本

料金所(自)　藤枝岡部
料金所(至)　長泉沼津
２３年　６月２５日１４時２９分
割引前料金　￥２，１１０－
割引△　￥６３０－
通行料金　￥１，４８０－

(ETCｸﾚｼﾞｯﾄ)　車種　1

取扱番号
A06306-256528-630227

※通行料金は消費税率１０％対象です。
※本利用証明書はＥＴＣ利用照会サービスで印字されたものです。

019

ご利用ありがとうございます。

利　用　証　明　書

NEXCO 中日本

料金所(自)　長泉沼津
料金所(至)　日本平久能山
２３年　６月２６日１４時５９分
通行料金　￥１，８２０－

(ETCｸﾚｼﾞｯﾄ)　車種　1

取扱番号
A07306-267138-555124

※通行料金は消費税率１０％対象です。
※本利用証明書はＥＴＣ利用照会サービスで印字されたものです。

ETCX の登録・情報はこちらから

御利用ありがとうございます。
静岡県道路公社
伊豆中央道　江間料金所
TEL 055-947-1213
≪通行片道一回限り≫

2023年 6月25日(日) 14:50 No:0303

領収書

0002普通車　¥200
小　計　¥200
料　金　¥200
現金　¥200

責No:00000044[redacted]
取引No9434　1点

ETCX の登録・情報はこちらから

御利用ありがとうございます。
静岡県道路公社
修善寺道路　大仁料金所
TEL 0558-76-7770
≪通行片道一回限り≫

2023年 6月25日(日) 14:59 No:0103

領収書

0002普通車　¥200
小　計　¥200
料　金　¥200
現金　¥200

責No:0000004[redacted]
取引No2029　1点

ご利用明細書

AWA西伊豆
Address: 静岡県沼津市戸田1480-1
TEL: 0558-88-9915
E-MAIL: reservation@awa-nishiizu.com

宛名			#0014112023060099
佐野　愛子 様			
ご到着日	ご出発日	備考	発行日時
06/25	06/26		2023/06/25 16:00:23

ご利用明細	部屋番号	ご利用日	ご利用金額	お預り金額	備考
宿泊費	410	06/25	￥25,650		
入湯税		06/25	￥150		

※は軽減税率対象商品

10%対象税込計(内税)	￥25,650 (￥2,331)	ご利用金額 (税込)	￥25,800
		お預り金額	￥0
		ご請求金額	￥25,800

宿泊料は16,500円上限

領収書

佐野　愛子 様

￥25,800　(税込)

但し 御宿泊代として

発行日時: 2023/06/25 16:00:23
#0014112023060099

収入印紙　5年6.15

AWA西伊豆
Address: 静岡県沼津市戸田1480-1
TEL: 0558-88-9915
E-MAIL: reservation@awa-nishiizu.com

様式第１－１号

整理番号	6－10

支出証拠書

6/27　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費) 事務所費・人件費		
内　　容	携帯電話料及びモバイル通信料（令和５年５月請求分）		
年　月　日	令和５年６月27日～令和　　年　　月　　日	金　額	2,352　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

料金合計額からあんしん保証パック料金と設定料金及び手数料を除いた額を案分する

*当月スマートフォンの機種変更あり

14,450円－960円×1.1－1,900円×1.1－6,000円×1.1＝4,704円

4,704円×1/2＝2,352円

除外するもの

★タブレット　4,000円（税別）
（スマホ設定サポート　1,000円
契約事務手数料　3,000円

★スマホ　4,860円（税別）
（あんしん保証パック　660円（3/1～4/12）
機種変更手数料　3,000円
店頭スマホサポート　900円
あんしん保証パック　300円（4/13～4/20）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	4,704円	1/2 %	2,352円

Summary of your charges

ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号：[redacted]
Billing number

発行日　2023年　5月　1日

請求月　2023年　4月分
Month of Issue

SoftBank

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳	内訳金額（円）	税区分
[redacted]	＊　＊　ご契約期間　0年　0ヶ月　＊　＊		
ブレット	基本料　基本プラン（データ）［4月10日～ 4月20日］	347	10%
	定額料　データプラン3GB（データ通信）	106	10%
	通信料　4GLTE／5Gモバイルデータ通信@0円　6444450Pkt	0	10%
	（通信量合計　6444450Pkt　［0.77GB］）		
除外	利用料　スマホ設定サポート　その他	1,000	10%
	月額料　ソフトバンクWi－Fiスポット（i）［4月10日～ 4月20日］	165	10%
除外	無料　ソフトバンクWi－Fiスポット（i）無料特典（165円　×　100%）	-165	10%
	手数料　契約事務手数料	3,000	10%
	その他　ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	4,455	
[redacted]	＊　＊　ご契約期間　1年　9ヶ月　＊　＊		
スマホ	基本料　基本プラン（音声）［3月21日～ 4月20日］	980	10%
	通話料　基本プラン（音声）	20,500	10%
	割引　家族割引（360円　×　100%）	-360	10%
	月額料　定額オプション＋	1,800	10%
	無料　定額オプション＋　無料通話分	-20,140	10%
	無料　定額オプション＋　無料通話分（SMS）	-21	10%
	定額料　データプラン3GB	1,500	10%
	割引　小容量割	-1,300	10%
	通信料　S！メール（MMS）@0円　3093Pkt	0	10%
	通信料　S！メール（MMS）（無料分）@0円　18Pkt	0	10%
	通信料　データ通信@0円　7496Pkt	0	10%
	通信料　データ通信（4G LTE／5G）@0円　22982681Pkt	0	10%
	（通信量合計　22993288Pkt　［2.75GB］）		
	通信料　メール（SMS）	21	10%
	通信料　メール（SMS）（YM／他社宛）	150	10%
	通話料　通信サービス［0570等］	190	10%
	月額料　ソフトバンクWi－Fiスポット（i）	467	10%
	無料　ソフトバンクWi－Fiスポット（i）無料特典（467円　×　100%）	-467	10%
除外	月額料　あんしん保証パック with AppleCare Services［3月21日～ 4月12日］	✓ 660	10%
	月額料　テザリングオプション	500	10%
	月額料　iPhoneセキュリティパックプラス	相殺 600	10%
	割引　セキュリティパックプラス　初月無料特典	-600	10%
除外	手数料　機種変更手数料	3,000	10%
	その他　ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	7,482	
[redacted]	＊　＊　ご契約電話番号　[redacted]　＊		
除外	定額料　店頭スマホサポート　定額　フルプラン	900	10%
	月額料　あんしん保証パック with AppleCare Services［4月13日～ 4月20日］	✓ 300	10%
	小計	1,200	
	合計	13,137	
	内課税対象額　10%	13,137	
	内課税対象額　計	13,137	
	消費税等　10%	1,313	
	消費税等　計	1,313	
	ご請求金額	14,450	
	（税込金額　計　10%）	14,450	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy　SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

ご利用代金明細

※ リボルビング払の明細は新規ご利用分のみ表示しております。
※ リボルビング払の今回お支払金額は「リボルビング払のお支払内訳」をご覧ください。

ご利用年月日	ご利用店名 現地通貨額	ご利用都市名など 円換算レート	ご利用者	支払開始年月	支払回数	今回何回目	ご利用金額(円)	手数料・利息・諸費用(円)	今回のお支払金額(円)	お支払後残高(円)	ポイント	費目
	<<今回のお支払明細>>											
	ご利											
23/5/5	ソフトバンクM（04月分）		本人	23/6	1	1	14,450	0	14,450	0	#	

当月減算ポイントの内訳　　前月
期限切れポイント
　キャンセルによるポイント　　0

２０２４年　４月迄に、あと　　円以上のショッピングのご利用で、次回年会費は無料となります。（　４月末までに当社到着分の売上データ等が対象）

① 1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支払金額小計	25,358
② リボルビング払の今回お支払金額小計	0
① ＋ ② お支払金額	25,358

リボルビング払のお支払内訳

前回お支払後元本残高(円)

諸費用(円)

今回ご利用金額(円)

諸費用(円)

今回お支払金額(円)

内 元本(円)

内 手数料・利息(円)

内 諸費用(円)

お支払後残高

リボルビング払のご登録内容

	ショッピング	キャッシング
ご返済方式	元金定額	元金定額
ご返済コース	残高スライド	
ボーナス加算月		
ボーナス加算金額(率)		
手数料・利率	実質年率	実質年率

※ 上記ご登録内容は、ご利用代金明細作成時点の内容を表示しております。

Web会員サービス
intercom

印刷する

カードご利用代金明細

カード名:

カード番号:

お客様番号

金融機関名

支店名

科目・口座番号

口座名義　　佐野　　様

2023年6月度のご利用代金明細

作成日:2023/6/12

お支払日	2023年6月27日 (火)
お支払金額	25,358 円
獲得ラブリィポイント	126 点

1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支払金額小計

リボルビング払の今回お支払金額小計

※ ご指定口座へは金融機関の前営業日6月26日(月)迄にご用意願います。

※ 当社と本明細記載以外のご契約があり、かつ、ご指定口座が同一の場合は、合算した金額にてご請求させて頂きます。

画面ID：BNY060

ページを印刷する

照会口座

06月27日 14時39分時点

（全2件） 並べ替え： 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
002	2023年06月27日分	出金	25,358円			ｼﾞﾔｯｸｽ

06月27日 06時00分時点

前ページ 次ページ

ダウンロード （CSVファイルでダウンロード）

トップページへ

様式第１－４号

整理番号	6－11

支出証拠書（自動車燃料代）

【 6月分】 6/27　　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野　愛子　）

区　分	前回給油(領収書貼付分)　A	今回(直近の)給油　B	総走行距離　C＝B－A
年月日	年　月　日	年　月　日	
走行距離	km	km	km

（経費項目別充当額）

経費項目	走行距離（km）	積　算　方　法　※	充当額（円）
事　務　費	1.165	18　円×　1,165ｋｍ／　ｋｍ	20,970

※単価による充当方式　：単価（円）×走行距離（km）
※領収書による充当方式
・積上げ方式　：領収書金額（円）×走行距離（km）／総走行距離（上記C）（km）
・充当限度割合による案分：領収書金額（円）×充当限度割合

≪支払証明≫上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。　議員氏名　佐野　愛子

≪領収書貼付枠≫

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	20,970　円	／ 100%	20970　円

令和５年６月

月　日	内　　容	行　　程	走行距離(km)
1	支え合い地域交通視察	自宅ー藤枝交流センター	20
3	青島地区社協意見交換	自宅ー青島北センター	17
4	国際友好協会意見交換	自宅ー駅前	21
5	連合地協意見聴取	自宅ー藤枝、島田	28
6	県庁議会調整	自宅ー島田、県庁	87
7	県庁、リニア専門家会議傍聴	自宅ー県庁	57
8	志太教員意見交換	自宅ー大井川、青木	29
10	行政書士会、サッカー協会意見交換	自宅ー大井川、焼津港青木	33
11	心愛家族会意見交換	自宅ー瀬古	15
12	FM県政報告収録、内外講演会	自宅ー島田、静岡	80
13	退職女性教職員意見交換	自宅ー教育会館	57
14	藤枝市議会傍聴、精神福祉協会講演会	自宅ー市役所、あざれあ	61
15	県立野球場研修会、議案説明	自宅ー県庁	57
16	県庁事務調査	自宅ー県庁	57
17	シルバー人材センター意見交換朝日奈龍星意見交換	自宅ー茶町、岡部殿	32
19	退職教員意見交換、事務整理	自宅ー教育会館、県庁	57
20	教職員生協意見交換	自宅ー教育会館	57
21	商工会議所女性部意見交換	自宅ー岡出山	18
22	富士山世界遺産１０周年出席	自宅ー藤枝駅	18
24	龍星保存館視察意見交換	自宅ー朝比奈	28
25	ICOIプロジェクト伊豆体験視察	自宅ー伊豆縦貫ー伊豆戸田	127
26	ICOIプロジェクト伊豆体験視察、県庁、	伊豆戸田ー沼津ー島田ー自宅	152
27	県庁打合せ	自宅ー県庁	57
合　　計			1,165

様式第１－１号

整理番号	6－12

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費) 事務所費・人件費		
内　　容	事務所電話通話料（令和５年６月請求分）		
年　月　日	令和５年６月28　日～令和　　年　　月　　日	金　　額	3,110円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明は４月証拠書参照

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
5-06-28			ガス　6,221	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で使用のため	6,221円	1／2 %	3,110　円

〒426-0037
藤枝市青木2-18-3

[redacted]

ふじのくに県民クラブ藤枝
佐野愛子事務所　　御中

No.　300K
2023年06月20日

（株）ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク

お問い合わせ先
〒410-0053
沼津市寿町8-28
メディアプラザ
TEL　0120-696-942　　FAX　055-922-5694

請　　求　　書

お客様コード	ご請求日	ご請求金額（税込）
[redacted]	2023/06/28	6,221

内　訳	数量	金額(税込)	ご利用期間
ひかりｄｅネットベーシック（マンションＦ４）３００Ｍ	1	4,547	2023/06/01～2023/06/30
継続割引	1	-330	2023/06/01～2023/06/30
やくそく割引（Ｆ４）	1	-367	2023/06/01～2023/06/30
ひかりｄｅトーク（Ｓ）　【054-689-0197】	1	550	2023/05/01～2023/05/31
ひかり電話通話料（Ｓ）　【054-689-0197】	1	828	2023/05/01～2023/05/31
ユニバーサルサービス料（Ｓ）　【054-689-0197】	1	2	2023/05/01～2023/05/31
ひかり電話オプション利用料Ａ（Ｓ）　【054-689-0197】	1	990	2023/05/01～2023/05/31
電話リレーサービス料（Ｓ）　【054-689-0197】	1	1	2023/05/01～2023/05/31
以下余白			

・ナンバーディスプレイ　440円
・着信電話転送サービス　550円

お引落し元　郵便局
引落日が金融機関の休日の場合、翌営業日に引落しを行います。

様式第１－１号

整理番号	6-13

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　　佐野愛子　　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費（資料購入費）・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	静岡・朝日新聞購読料		
年　月　日	令和５年６月30日～令和　年　月　日	金　　額	8,200円

目　的	各方面における情報収集
使　途	６月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・県政との関連性	政務活動おいて、広い分野の情報を得るための手段として活用する

≪領収書貼付枠≫

領収日　令和５年６月30日

2023 年6 月分　領 収 証　発証[redacted]

佐野　愛子 様

本郷286

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,900*

合計金額 ¥8,200*

(8%対象 8,200円)

(消費税込み)

(口座振替分)

は軽減税率対象　釣銭：10000:1800　5000:　1000:

新聞や本を読むと視野が広がり
会話が弾み、脳が鍛えられます。

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
年　月　日 領収
担当：[redacted]

有限会社 新聞販売[redacted]
静岡県藤枝市宮原534番地[redacted]
TEL(054)639-0126・0903

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	8,200円	／ 100%	8,200円

様式第１－１号

整理番号	6－14

支 出 証 拠 書

6/30

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費（人件費）		
内　　容	事務員雇用（令和５年６月分）		
年　月　日	令和５年６月１日～令和５年６月30日	金　　額	39,228　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和５　年　６　月分

氏　名 [redacted]

給　与	通勤手当	支給額合計	控　除　額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
35.5H 1,100/h	日数９日 ￥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
39,050	3,150	42,200			0	42,200

受領印	[redacted]
受領日	６月30日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会業務も含まれているため稼働時間で案分	42,200　円	33/35.5 %	39,228　円

会派様式第5号

雇 用 実 績 表

6 月 分	氏　　名	[redacted]

日	曜日	雇　用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	木			
2	金	4	3.5	月初打ち合わせ、事務所内レイアウト変更作業
3	土			
4	日			
5	月	4	3.5	資料作成
6	火			
7	水			
8	木			
9	金	4	3.5	資料作成
10	土			
11	日			
12	月			
13	火	4	3.5	資料作成
14	水			
15	木			
16	金	4	3.5	各種資料整理、ファイリング
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	4	4	過去資料保存作業
21	水			
22	木			
23	金	4	4	過去資料保存作業
24	土			
25	日			
26	月			
27	火	4	4	過去資料保存作業
28	水			
29	木			
30	金	3.5	3.5	次月情報、スケジュール確認
31				
計		(A)　35.5	(B)　33	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 5 年　6月 30日

会派・議員名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子

〔政務活動費充当計算〕・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)〔　時間　分〕×単価〔　円〕＝　　円

②総支給額〔 39,050 円〕×(B)33/(A)35.5＝ 36,300 円

通勤時当七条分　3,150円 × 33/35.5 = 2,928円

様式第１－１号

整理番号	6－15

支 出 証 拠 書

6/30　　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費（人件費）		
内　　容	事務員雇用（令和５年６月分）		
年 月 日	令和５年６月１日～令和５年６月30日	金　　額	34,200　円

目 的	―――――
使 途	―――――
政務活動・県政との関連性	―――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和５年６月分

氏 名 [redacted]

給与 36H 950/h	通勤手当 日数 日 ¥ /日	支給額合計	控除額 所得税	控除額 雇用保険料	控除額 合計	差引支給額
円 34,200	円	円 34,200	円	円	円 0	円 34,200

受領印	[redacted]
受領日	6月30日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	34,200　円	/ 100%	34,200　円

様式第１－１号

整理番号	6－16

支 出 証 拠 書

6/30　　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内　　容	事務員雇用（令和５年６月分）		
年　月　日	令和５年６月１日～令和５年６月30日	金　　額	69,050　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和５　年　６　月分

氏　名 [redacted]

給　与 58H 1,100/h	通勤手当 日数15日 ¥350／日	支給額合計	控　除　額 所得税	雇用保険料	控除額合計	差引支給額
円 63,800	円 5,250	円 69,050	円	円	円 0	円 69,050
					受領印 [redacted]	
					受領日	6月30日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	69,050　円	/ 100%	69,050　円

様式第１－１号

整理番号	6－17

支 出 証 拠 書

7/11

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・(広聴広報費)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	ＦＭしまだコーナー料		
年　月　日	令和５年７月11日～令和　　年　　月　　日	金　　額	49,720　円

目　的	定期的に県政、地域情報を報告する
使　途	令和５年６月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・県政との関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

≪領収書貼付枠≫

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-07-11	23003	通帳送金
記号		番号
*****		[redacted]
取扱番号	お取引金額	
N118	*49,500	
[redacted]	残高	
	[redacted]	

島田掛川信用金庫
島田本店営業部
普通　916955
カ）エフエムシマダ

送金料金　*220円
振込予定日 05-07-11

サノ アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆ う ち ょ 銀 行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	49,720 円	／ 100%	49,720 円

〒 426-0132
静岡県藤枝市本郷286

御請求書

2023年6月30日
No. 607

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田
代表取締役社長 飯塚 誉
〒 427-0042
島田市中央町5番の1 プラザおおるり3F
TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700
登録番号:T4080001014459

2023年6月度
期間 2023/06/01～2023/06/30

ご請求額 ¥49,500

上記の通りご請求申し上げます。
来月末迄にお振込みをお願い致します。
※振込手数料は貴社ご負担にて
お願い申し上げます。

〈お振込み先〉
島田掛川信用金庫 島田本店営業部
普通 0916955
株式会社 FM島田

費目	請求金額	備考
コーナー料	45,000	
小計	45,000	
消費税等 (10.0%)	4,500	
合計	¥49,500	

[redacted]